

5 佐藤英行議員



- 1 岩内町の財政について—平成29年度決算状況を踏まえて
- 2 郷土館の郷土資料のデータベース化と教育委員会の役割について
- 3 岩内町における文化行政について

1 岩内町の財政について—平成29年度決算状況を踏まえて

地域で暮らす人々が生活しつづけるようにすることが自治体の使命であり、最適な費用で最大の住民福祉を実現するのが自治体財政の使命であると思います。

平成29年度の北海道市町村決算の財政状況の概要が示されました。

義務的、経常的経費に経常一般財源をどのように充当したかを見る比率で、自治体財政の弾力性を示す比率の経常収支比率は90パーセントを超えると財政運営は窮屈で、新たな行政需要への対応は難しくなるといわれております。

岩内町においては、平成26年度91.0パーセント、全道144町村平均では82.0パーセント、平成27年度は90.4パーセント、同81.5パーセント、平成28年度は94.5パーセント、同83.5パーセント、平成29年度は92パーセント、同85.6パーセントと、90パーセント超が続いております。

地方債残高を標準財政規模で除したのが地方債残高倍率で、2.0倍を超えると借金返済で財政運営が厳しいといわれております。

岩内町は、平成26年度2.51倍、全道144町村平均では1.79倍、平成27年度2.39倍、同1.84倍、平成28年度2.6倍、同1.87倍、平成29年度は2.68倍、同1.76倍と2倍超が続いております。

積立金残高を標準財政規模で除した積立金残高比率は、岩内町は平成27年度27.9パーセント、全道144町村平均81.9パーセント、平成28年度28.9パーセント、同83.4パーセント、平成29年度は28.1パーセント、同84.4パーセントとなっています。

健全化判断比率の指標のうち、実質公債費比率は、岩内町は平成26年度12.5パーセント、全道144町村平均10.2パーセント、平成27年度12.5パーセント、同9.5パーセント、平成28年度13.1パーセント、同9.1パーセント、平成29年度は14.2パーセント、同9.0パーセントと全道町村平均は減少していますが、岩内町は比率が上がっています。

将来負担比率は、将来負担すべきまち全体の借金の重さを測る指標で、一般会計、特別会計なども含めた会計が負担する負債の標準財政規模に対する指標であ

って、岩内町は、平成26年度210.4パーセント、全道144町村平均17.4パーセント、平成27年度167.9パーセント、同9.8パーセント、平成28年度173.9パーセント、同6.7パーセント、平成29年度は168.7パーセント、同8.3パーセントとなっております。平成29年度の全道179市町村での将来負担比率がもっとも高いのは夕張市の516.2パーセントですが、その次の次に高いのが岩内町の168.7パーセントとなっております。

1、各指標の基礎となる標準財政規模が、岩内町は減少しているがどのような算出根拠なのか、また今後どのように推移していくのか。

2、地方債中、過疎債、臨時財政対策費の平成29年度の残高、および地方債に占める割合は。

3、令和元年5月の財政状況には、地方債の残高が平成29年度に比べ平成31年3月末では約10パーセント減少しており、苦勞の跡が見えますが、標準財政規模が減少している現実を見ると、単年度の指標の変動に一喜一憂することなく、財政の計画的運営を図るには各部門の将来事業の計画を加味した中期・長期的な計画を作成した中で行うべきと考えるが所見を伺います。

【答 弁】

町 長：

岩内町の財政について、平成29年度決算状況を踏まえて、3項目のご質問であります。

1項めは、各指標の基礎となる標準財政規模が減少しているが、どのような算出根拠なのか、また、今後どのように推移していくのか、についてであります。

標準財政規模の算出にあたっては、国が示す計算式により算出されますが、主に、当年度の標準的な税収入などの合計額に、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えたものとなり、近年の減少につきましては、普通交付税の減少が主な要因であります。

また、今後の推移につきましては、平成30年度では5千万円程度の増の約40億500万円となりますが、それ以降の年度については、普通交付税などの額が示されていないため、現時点において算出はできないものの、普通交付税や税収入などの増減が標準財政規模に直結することから、それらの額の今後の推移によって、左右されるものと考えております。

2項めは、地方債中、過疎債、臨時財政対策債の平成29年度の残高、および地方債に占める割合は、についてであります。

平成29年度末の地方債の残高につきましては、約106億770万円であり、そのうち、過疎対策事業債は約29億6,050万円、地方債に占める割合は27.9パーセント、臨時財政対策債は約25億9,800万円、同じく24.5パーセントとなっております。

3項めは、標準財政規模が減少している現実を見ると、単年度の指標の変動に一喜一憂することなく、財政の計画的運営を図るには各部門の将来事業の計画を加味した中期・長期的な計画を作成した中で行うべきではないか、についてであります。

本町におきましては、今年度に各担当所管で計画している各種事業を取捨選択した、より現実ベースに近い新たな視点での中・長期的な財政計画を策定することとしておりますので、今後におきましては、その計画などを充分活用した中で、より計画的かつ適正な財政運営が図られるよう努めてまいります。

< 再 質 問 >

岩内町では、現在、保育所の再編を検討しておりますが、今後、それに伴う保育所の建設、また、小中一貫校としての施設一体型の義務教育学校を検討中であり、それに伴う校舎等の建設、道の駅周辺の再開発も喫緊の課題となっております。

役場職員の平均年齢が現在、比較的若くなっておりますが、今後、人件費の割合が高くなることも予想されます。要員体制も、今後、課題となるでしょう。

さらに、各部門の義務的な事業もあります。財政は、財政だけで計画できるわけではありません。財政は、あくまで住民の福祉の向上を補償する基礎になるものです。先ほどの答弁で各担当所管で計画している各事業を取捨選択して、中・長期的な財政計画を策定とありますが、計画はただつくっても動きません。動かすシステムを、どう組み立てていくのかが重要なのです。

このことを踏まえて、中長期の住民の福祉の向上を目指した計画、各部門の将来事業を加味した中期・長期な計画、つまり総合計画を策定し、その中で財政計画、財政運営を行うべきだと考えますが、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

岩内町の財政について、中長期の住民の福祉の向上を目指した計画、各部門の将来事業を加味した中・長期的な計画、つまり総合計画を策定しその中で財政計画、財政運営を行うべきだと考えるがいかがか、についてであります。

今年度策定する中長期的な財政計画につきましては、現在作業中ではありますが、今後における町が行う各種事業を総合的に考えた中で、事業の実施の有無を適切に判断し、より現実ベースに近い新たな視点での中長期計画の策定に向け、取り進めており、各担当所管と充分連携した中で、より現実性の高い計画を策定してまいりたいと考えております。

2 郷土館の郷土資料のデータベース化と教育委員会の役割について

昨年、35年ぶりに、熊野神社扁額と西川オルガンが岩内町指定有形文化財に指定されました。

熊野神社扁額には北海道の名付け親である松浦武四郎の直筆が真筆として、西川オルガンは1905年、明治38年、日本で最も古い製造であることから指定されました。

文化の振興と普及、文化財の保全と活用は、文化は人間にとって根源的な欲求であることを基本的なスタンスとして自治体として考えていかなければならないものと思います。

熊野神社扁額も西川オルガンも、郷土館に所蔵されていたもので、おのこの外部からの評価を得て岩内町の文化財に指定されたものです。

郷土館には、岩内町の歴史が詰まっており、経済活動、そのときの、時々、の、歴史的な文化活動によるものが数多くあると考えています。郷土館の1階は系統的常設展示となっておりますが、2階は展示というより保管エリアとなっております。多くの町民の寄贈による数多くの郷土の文化財産が、ただ保管されているだけのように思います。

岩内町郷土館条例の第2条に、岩内町開拓の歴史、民俗、産業等に関するの資料を収集し、保管展示して広く住民の回覧に供するとともに、産業、経済の興隆と郷土美術、文化の向上に資するため、郷土館を設置するとあります。

そこでお伺いします。

1、郷土館が所蔵している資料の保管、管理はどのようにしているのか。

2、資料の必要なデータのデータベースは作成しているのか。作成していないとすれば、外部からの専門家からの評価を得るためにも、岩内町として作成すべきではないか。

現在、郷土館の管理は行政の政策代行として指定管理者が行っていますが、指定管理者でなく、教育委員会が行わなければならない業務に、郷土館条例第4条第2号、郷土資料に関する調査及び研究に関すること、があります。また、11条に、陳列品の館外貸し出しはこれを認めない。ただし、教育委員会が許可を与えたときは、この限りではない、とあります。

3、教育委員会として、郷土資料に関する調査研究は、これまでどのように行ってきたのか。

4、陳列品の館外貸し出しは、どのような場合に許可を与えるのか。

5、郷土館資料の活用については、どのような考えを持っているのか。

【答 弁】

教育長：

郷土館の郷土資料のデータベース化と教育委員会の役割について、5項目のご質問であります。

1項めは、郷土館が所蔵している資料の保管、管理はどのようにしているのかと、2項めの、資料の必要なデータのデータベースは作成しているのか、作成していないとすれば、外部からの専門家からの評価を得るためにも岩内町として作成すべきではないかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

現在、岩内町郷土館内の所蔵品につきましては、常設で展示しているほか、展示していないものについては、収蔵室で管理・保管し、管理台帳により管理しておりますが、管理台帳につきましては、データベース化していないことから、既にデータ化している北海道博物館や先進地の町村など調査を行い、それらを参考に関係部署と協議を進めながら、データベース化の有無も含め、検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、町として、貴重な歴史的資料を後世に引き継ぐことは重要であると認識しておりますので、指定管理者、ぱとりあ岩内の協力を得ながら適正な管理を引き続き実施するとともに、趣向を凝らした、様々な企画展の開催や情報発信を行い、集客力の向上に努めてまいります。

3項めは、教育委員会として郷土資料に関する調査研究はこれまでどのように行ってきたのか、についてであります。

郷土資料に関する調査研究につきましては、これまで専門的知識を有し、郷土資料に関する収集や保管、展示、調査、研究などを行う学芸員の配置がなされていなかったことから、十分な調査研究は行われていなかったものと認識しております。

しかし、町の文化財に指定した際には、ぱとりあ岩内の協力を得ながら専門家の意見を伺うとともに、歴史的背景の調査を行い、指定しております。

また、本年4月より、郷土館担当として学芸員を配置したことから、今後においては、関係機関などと連携しながら、郷土資料に関する調査研究を進めてまいりたいと考えております。

4項めは、陳列品の館外貸し出しはどのような場合に許可を与えるのか、についてであります。

陳列品の館外貸し出しにつきましては、郷土館条例第11条により陳列品の館外貸し出しはこれを認めないとしており、ただし、教育委員会が許可を与えたときは、この限りではないとなっております。

教育委員会といたしましては、貸し出しを希望する団体より申請をいただき、使用目的や企画展示の内容などを充分精査し、貸し出し品の汚損や毀損が生じることがないように適切な管理が可能な団体に許可を与えております。

今後につきましても、展示品や収蔵品の貸し出しは、岩内町の歴史を知ってもらう上で、大変貴重な場であると考えますので、貸し出しにふさわしい企画などであれば許可したいと考えております。

しかし、貸し出しにあたっては、汚損や毀損などの懸念もあることから、それらを含め、貸し出し方法や責任の所在など、ある一定の基準が必要と考えられることから、実際に貸し出しを行っている団体などの貸し出し規程などを調査し、教育委員会としての具体的な基準などを整備してまいります。

5項めは、郷土館資料の活用については、どのような考えを持っているのかについてであります。

郷土館に保管されている資料につきましては、企画展の開催や資料としての展示、さらには、貸し出し、子どもたちの教材としての活用を図ってまいります。

< 再 質 問 >

データベース化への前向きな答弁は、町指定文化財の掘り起しにもつながり、平成30年の文化財保護法の改正により、町村指定の文化財にも光が当たる考え方になっておりますので、データベース化を、計画を組んだ中で実行していただきたいと思えます。

郷土館のホームページの最初に、郷土館は単に先祖の文化を伝承する場だけではなく、現在を通じて未来を創造する思索の場であると、テロップが流れています。現在は過去からつくられており、未来の創造は現在から始まります。郷土館を思索の場とするならば、未来を創造する実践者として、未来の岩内町のまちづくりの一環に郷土館資料をさらに積極的に活用するべきと考えますが、見解を伺います。

【答 弁】

教育長：

郷土館を思索の場とするならば、未来を創造する実践者として、未来の岩内町のまちづくりの一環に郷土館資料をさらに積極的に活用すべきと考えますが、についてであります。

教育委員会といたしましては、郷土館に保管されている資料は、小学校社会科副読本、わたしたちの町岩内、未来を担う子どもたちの教材、総合的な学習の時間など、町の歴史を学ぶ機会に活用を図ってまいります。

3 岩内町における文化行政について

平成29年6月に、文化芸術基本法が改正されました。改正の趣旨は、文化財の保護や芸術文化の振興など、これまでの文化芸術政策をさらに充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出されてくる様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることである、としています。

文化芸術の多様な価値、本質的価値及び社会的・経済的価値を創出して未来を切り拓く、として目標を定めています。

文化事業は、直接、間接に効果が見えにくく、自治体が財政危機に陥った場合、最初に縮小し、手を引くのが文化芸術関係の事業という場合が多く見受けられます。しかし、文化事業は数値のみで測れるものではなく、文化芸術の文化力によって地域創生に寄与するも、できるとされております。もちろん行政自体に文化を創ることはできませんが、文化は住民生活から生まれてくるものであり、よって、住民が行動しやすくするための条件づくりが行政として必要となります。

文化行政は、建設行政、福祉行政、教育行政などのように縦割り行政としては成立しません。文化政策は、よりよい生き方や暮らしの支援にどのようにかかわっていくのかを問われており、文化政策から地域の未来を創っていくことへの支援が文化行政であろうと考えています。

- 1、岩内町における文化政策の理念は。
- 2、岩内町における文化行政の現在と今後のビジョンは。
- 3、岩内町総合計画を策定し、その中に文化振興計画を位置づけてはどうか。

【答 弁】

町 長：

岩内町における文化行政についてのご質問のうち、3項め前段の、岩内町総合計画の策定についてであります。

総合計画の策定につきましては、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果が上げられる計画のあり方が重要であり、総合計画という形のみにとられることなく、将来のまちづくりにとって最適な手法を選択するよう、引き続き、検討が必要と考えております。

【答 弁】

教育長：

岩内町における文化行政についてのご質問のうち、教育委員会に関する部分について私からお答えいたします。

1 項めは、岩内町における文化政策の理念はについてであります。

本町における文化政策といたしましては、これまでも文化芸術振興基本法の基本理念に基づきながら、自主的・主体的に、地域の特性に応じた各種施策を実施しているところであり、この各種施策を通じて、町民一人ひとりが喜びや感動、安らぎを感じるにより、心豊かに充実した生活を送ることができるまちづくりを目指すことを理念としております。

2 項めは、岩内町における文化行政の現在と今後のビジョンは、についてであります。

文化行政の現状ですが、本年度は、生涯学習の拠点施設であります文化センターでは、文化行事や各種サークル講座の開催、NHKの番組公開録画や自主文化事業によるコンサートをはじめとした公演などを開催し、地方では触れることができない芸術・文化の機会の提供を行ってまいります。

また、木田金次郎美術館や郷土館においては、趣向を凝らした企画展・特別展を開催するなど、町民に広く芸術・文化に親しむ機会を提供するとともに、各種団体による活動の奨励と支援に努めているところであります。

今後におきましては、これまでと同様に町民ニーズなど、各種会議や委員会などで把握し、創意工夫しながら町民の方々が芸術・文化に触れる機会の提供をするとともに、文化団体協議会や指定管理者などと協力し、芸術・文化活動に関わる環境づくりの充実や文化行政の振興に努めてまいります。

3 項めの後段の、文化振興計画の位置づけについてであります。

文化振興計画においては、文化芸術基本法第7条の2において、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとなっております。

また、同法第4条では、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっております。

教育委員会といたしましては、これまでも生涯学習の拠点施設である文化センターや美術館、郷土館において、自主文化事業や各種企画展等を開催するなど、芸術・文化に親しむ機会の提供に努めており、それらの事業を今後も実施することから、現段階では、改めて文化芸術基本法に基づく文化振興計画の策定は考えておりませんが、国や他の町村の動向を踏まえ、変化があった場合などには、計画の策定に着手するとともに、計画の位置づけについては、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

岩内町のホームページを見ますと、まちの計画に総合計画概要版が載っております。そこには、文化・スポーツ活動の充実、地域に根ざし、生き生きとした文化活動を目指す豊かな心を育む芸術・文化活動の推進と記されております。また、平成28年2月に示されました岩内町教育大綱は、新たな岩内町総合計画を基本として策定し、芸術・文化活動は、文化センターをはじめ、木田金次郎美術館や郷土館などを活用した、住民の芸術・文化活動を展開するとともに、関係団体の活動を支援します。また、町指定文化財をはじめとする、歴史的な財産の保存と管理を行い、後世への継承を図りますとあります。

しかしながら、本大綱の対象とする期間は平成27年度を初年度とし、平成30年度までの期間とする、なお、平成31年度以降の大綱については、新たな岩内町総合計画の策定状況を踏まえて検討していくとあります。

平成31年度以降の岩内町総合計画は策定されていないのですから、教育大綱も計画期間が過ぎていることとなります。

時代がめまぐるしく変わっていく中で、長期計画をつくる意味がどこにあるのかという議論もあるでしょうが、重要なのは、つくったあとに実体化されることでもあります。不断の p l a n、 d o、 c h e c k、 a c t i o n サイクルを活用すべきです。

再度、伺います。

岩内町の指針となるべき岩内町総合計画を策定し、その中で文化振興計画を位置づけて、策定すべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

岩内町における文化行政についてのご質問のうち、前段の、岩内町総合計画の策定についてであります。

総合計画の策定につきましては、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果が上げられる計画のあり方が重要であり、総合計画という形のみにとられることなく、将来のまちづくりにとって最適な手法を選択するよう、引き続き、検討が必要と考えております。

【答 弁】

教育長：

岩内町における文化行政についての再質問のうち、後段の、文化振興計画を位置づけて作成すべきではないか、について、私からお答えいたします。

教育委員会といたしましては、文化振興計画の位置づけについては、関係部局と協議してまいりたいと考えております。